

平成 23 年 11 月 18 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

解雇予告除外認定の調査等に当たって留意すべき事項について

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項ただし書後段及び法第 20 条第 1 項ただし書による認定の処理方針については、昭和 63 年 3 月 14 日付け基発第 150 号で示されているところであるが、今般の東日本大震災における処理状況を踏まえ、当該処理方針の明確化を図る観点から、平成 23 年 11 月 18 日付け基発 1118 第 2 号により改正されたところである。

については、「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」に関する認定の調査等に当たっては、下記に留意の上、事案に応じた的確な処理を行うようお願いする。

記

1 事業場施設の被害状況等の確認について

大規模な事業場施設に係る事案については、その被害状況等の確認に当たり、り災証明書等の公的機関が作成する書類等により、施設が全壊し又は流失したことが明らかな場合を除き、認定の判断の適切性を確保するため、施設の被害状況全体が把握できる写真等の客観的資料(末尾の「参考」参照)によることに加え、現地調査を行うこと。

2 事業の継続が不可能となっていることの確認について

事業場施設の被害状況等を踏まえ、事業の継続が不可能となっていることに疑義がある事案については、労働組合や労働者代表（法第 36 条第 1 項等に規定する労働者の過半数を代表する者となったことがある者を含む。以下同じ。）等から、事業の継続の可能性に

についての意見を聴取すること。

なお、解雇の対象者が多数に及ぶ事案であって、地域の雇用に与える影響が大きく、より慎重な判断が求められるものについても、同様に労働組合や労働者代表等から意見を聴取すること。

3 その他

法第 20 条第 3 項に基づく解雇予告除外認定は、除外事由に該当する事実が確認された場合には、同第 20 条第 1 項本文に基づく解雇予告の適用が除外されることとなるものであって、解雇の有効・無効を判断するものではないことについて、必要に応じ申請者等に教示すること。

(参考)

客観的資料として考えられるものの例

- ・ 地方自治体が発行するり災証明書
- ・ 事業場施設の被害状況全体が把握できる写真
- ・ 国土地理院公開の浸水範囲概況図
- ・ 国土地理院公開の被災地の空中写真
- ・ 地方自治体による立入禁止措置の範囲を示す資料